

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法
(平成十八年三月十七日国土交通省告示第三百五十号)

(10・15モード燃費値、JC08モード燃費値及びWLTCモード燃費値の算定方法)

第一条 自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号。以下「省令」という。)第1条の表第1号の国土交通大臣が告示で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成18年国土交通省告示第1268号)による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)別添42に規定する10・15モード法により運行する場合における燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表す方法
 - 二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添42(以下「別添42」という。)に規定するJC08Hモード法により運行する場合における燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値及び別添42に規定するJC08Cモード法により運行する場合における燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値を、それぞれ0.75及び0.25の割合で加重して調和平均する方法
 - 三 別添42に規定するWLTCモード法により運行する場合における燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表す方法
- 2 省令第1条の表第2号の国土交通大臣が告示で定める方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値を算定する方法は、次に掲げる方法とする。
 - イ 別添42に規定するJC08Hモード法により電気(外部電源により供給される電気に限る。以下同じ。)を用いないで運行する場合における燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値及び別添42に規定するJC08Cモード法により外部充電による電力を用いないで運行する場合における燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値を、それぞれ0.75及び0.25の割合で加重して調和平均する方法
 - ロ 別添42に規定するWLTCモード法により電気を用いないで運行する場合における燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表す方法
 - 二 走行距離1キロメートル当たりの消費電力量をワット時で表した数値を算定する方法は、次に掲げる方法とする。
 - イ 別添42に規定するJC08モード法により運行する場合における走行距離1キロメートル当たりの消費電力量をワット時で表す方法
 - ロ 別添42に規定するWLTCモード法により運行する場合における走行距離1キロメートル当たりの消費電力量をワット時で表す方法
- 3 省令第1条の表第3号の国土交通大臣が告示で定める方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 別添42に規定するJC08モード法により運行する場合における走行距離1キロメートル当たりの消費電力量をワット時で表す方法
 - 二 別添42に規定するWLTCモード法により運行する場合における走行距離1キロメートル当たりの消費電力量をワット時で表す方法

(重量車モード燃費値及びJH25モード燃費値の算定方法)

第二条 省令第1条の表第4号の国土交通大臣が告示で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添41に規定するJE05モード法により運行する場合における燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値(以下「都市内走行モード燃費値」という。)及び別添に規定する縦断勾配付き80キロメートル毎時定速モード法により運行する場合における燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値(以下「都市間走行モード燃費値」という。)を次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる走行割合で加重して調和平均する方法とする。

自動車の種別		走行割合		
		車両総重量	都市内走行モード燃費値に加重する割合	都市間走行モード燃費値に加重する割合
エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第1号に規定する乗用自動車であって、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン超のもの	高速自動車国道等(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車(旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。)		1.00	0
	高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車	3.5トン超 14トン以下	0.90	0.10
		14トン超	0.65	0.35
エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第18条第8号に規定する貨物自動車であって、車両総重量3.5トン超のもの	けん引自動車(道路運送車両の保安基準第1条第1号に規定するけん引自動車をいう。以下同じ。)以外の自動車	3.5トン超 20トン以下	0.90	0.10
		20トン超	0.70	0.30
	けん引自動車	3.5トン超 20トン以下	0.80	0.20
		20トン超	0.90	0.10

備考 「車両総重量」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条第3号に規定する車両総重量をいう。

二 都市内走行モード燃費値及び都市間走行モード燃費値を次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる走行割合で加重して調和平均する方法とする。

自動車の種別		走行割合		
		車両総重量	都市内走行モード燃費値に加重する割合	都市間走行モード燃費値に加重する割合

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第18条第1号に規定する乗用自動車であって、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン超のもの	高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車 自動車運送事業用自動車		1.00	0
	高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車 自動車運送事業用自動車以外の自動車	3.5トン超 10トン以下	0.85	0.15
		10トン超 14トン以下	0.55	0.45
		14トン超	0.45	0.55
エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第18条第8号に規定する貨物自動車であって、車両総重量3.5トン超のもの	けん引自動車以外の自動車	3.5トン超 7.5トン以下	0.85	0.15
		7.5トン超 8トン以下	0.65	0.35
		8トン超 20トン以下	0.60	0.40
		20トン超	0.45	0.55
	けん引自動車		0.55	0.45

備考 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。